

議案第12号

佐野市こどもクラブ条例の改正について

佐野市こどもクラブ条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年2月19日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市こどもクラブ条例の一部を改正する条例

第1条 佐野市こどもクラブ条例（平成20年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表旗川こどもクラブの項の次に次のように加える。

第2旗川こどもクラブ	佐野市並木町957番地1	旗川小学校
------------	--------------	-------

第2条 佐野市こどもクラブ条例の一部を次のように改正する。

別表第2旗川こどもクラブの項中「佐野市並木町957番地1」を「佐野市並木町964番地」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

第2旗川こどもクラブを設置するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第12号参考資料

佐野市子どもクラブ条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行			改 正 案		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
名称	位置	学校名	名称	位置	学校名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			第2旗川子どもクラブ	佐野市並木町957番地1	旗川小学校
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

佐野市子どもクラブ条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

第1条による改正後			改 正 案		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
名称	位置	学校名	名称	位置	学校名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2旗川子どもクラブ	佐野市並木町957番地1	旗川小学校	第2旗川子どもクラブ	佐野市並木町964番地	旗川小学校
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)